

(写)

令和5年5月17日

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長 辺 見 聡 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国身体障害者施設協議会  
会 長 白 江 浩

## 令和6年度 障害保健福祉関係制度改善・予算要望

全国身体障害者施設協議会では、常時介護と医療的ケアを必要とする障害のある方々を中心に支援を行っている。近年ケアを支える人材確保の困難さが厳しさを増すなか、利用者の障害の進行や重度・重複化等に対応する質の高いケアの提供体制の確保・継続が、差し迫った課題となっている。

障害者支援施設が障害者の安全・安心な生活を保障するために、障害福祉施策にかかる関係制度改善および予算を以下のとおり要望する。

### 【最重点要望事項】

#### 1. 福祉・介護職員処遇改善加算等における加算率の例外的な取扱いの継続

### 1. 福祉・介護職員処遇改善加算等における加算率の例外的な取扱いの継続

#### 【要望】

福祉・介護職員処遇改善加算および福祉・介護職員等特定処遇改善加算における加算率は、「障害者支援施設が行う日中活動系サービスに係る例外的な取扱い」を令和6年度障害福祉サービス等報酬改定で継続することをお願いしたい。

#### 【理由】

本会会員施設では、夜勤のできる人材を確保することが難しい状況が続いています。夜勤業務による負担は大きく、ヘルパーや日中活動支援のみの職員確保以上に人材の確保が難しく、加算率の例外的な取扱いは人材の確保・定着を図るためには欠かせないものとなっています。

また、例外的な取扱いが終了した場合、加算を財源に給与改善を進めてきた事業者は給与水準低下を余儀なくされるため、最重度・重複の身体障害のある方々を支援する人材の確保・定着に大きく影響します。

(写)

## 2. 障害者支援施設利用者が在宅サービスを利用できる柔軟な対応

### 【要望】

施設が単独ですべての機能を有しなくとも、地域資源との連携によって利用者のニーズに対応できるよう、地域移行への道をつくるためにも、**施設において訪問診療や訪問看護、居宅介護を利用できるよう柔軟な対応**が図れる仕組みを検討していただきたい。

### 【理由】

在宅で生活される方が施設入所を希望された場合、これまで利用していた担当医師の訪問診療や居宅介護等のサービスが利用できなくなります。「どこで誰と住むか」の選択権の維持に向け、地域生活と施設生活を分断しない制度が必要です。

また、本会会員施設には、医療を必要とする方や強度行動障害を有する方が入所しており、近年通院回数が増加しています。通院回数の増加は、利用者本人だけでなく、対応する職員の負担にもなるため、嘱託医以外の医師も含めた往診やオンライン診療の依頼が可能な制度が必要です。

## 3. 年齢を問わずに本人が望む生活に挑戦できる仕組みや環境の整備

### 【要望】

障害者支援施設やグループホームの利用者が本人の望む生活を実現するために、**一人暮らしに挑戦できる、うまくいかなかった時に希望する場所に帰って来られる仕組みや環境を整備してほしい**。その際、障害者支援施設が有する資源の活用、居住環境の改善や人材の確保・定着の支援も検討していただきたい。

### 【理由】

障害者の権利に関する委員会の総括所見では、「障害者が自分の生活について選択及び管理することを可能にすること」と要請しています。

障害者支援施設には、専門的なスキルをもつ職員がいて、設備も整っているため、緊急時に対応したり、地域に施設があることによる安心感を与えることができます。

また、障害者支援施設での生活を希望される方も一定数います。利用者の居住環境を改善するためには居室の個室化や感染症対策を進めるための補助の継続、職員による支援の質の向上には人材確保・定着の支援の継続が重要です。

(写)

## 4. 地域生活支援拠点等の新しい機能の検討

### 【要望】

地域生活支援拠点等の整備にあたり、5つの機能に加えて「災害時の受入れ・対応」「人権擁護」を検討していただきたい。

また、検討にあたって障害者支援施設が有する資源を活用するよう自治体へのはたらきかけをお願いしたい。

### 【理由】

地域生活支援拠点の機能の強化という観点から、緊急時の受入れ・対応の体制整備だけでなく、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの強化が重要です。

そのうえで、緊急時の受入れ・対応では、災害時を想定した視点が弱いので、障害者等の避難誘導要支援者・災害時要配慮者の生命を守るための予防的な避難等、災害支援拠点として独自に避難所が開設できるような経費負担の仕組みが必要です。

また、頻発する権利侵害に対応するためには、地域内での虐待相談、人権問題に関する啓発活動の役割を担えることが必要です。

## 5. 共生型サービスの安定運営の実施

### 【要望】

共生型サービスの利用実態と課題を迅速かつ適切に把握し、障害福祉サービス事業所が安定的な事業運営が行えるよう、対応していただきたい。

### 【理由】

本会会員施設においても、各自治体と協働し、地域ニーズや高齢障害者の利用ニーズに応え、共生型通所介護等の共生型サービスを実施している事業所があります。

しかしながら、実施している事業所において、減額される報酬体系とともに障害支援区分と要介護認定の認定基準の違いが発生し、利用者の年齢に関わらず、障害福祉サービスと同様のサービスを行っていても、報酬が大幅に減額となっています。このような事態が解消されない場合、共生型サービスを継続することが、困難な状況となります。

## 6. 物価高騰に対する財政措置の実施

### 【要望】

物価高騰に対する食材料費や光熱水費の負担軽減策が、すべての施設へ十分に行き届き、かつ実態に応じた負担軽減となるよう、対応していただきたい。

(写)

**【理由】**

現在、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用した負担軽減策が実施されていますが、補助額や補助対象（法人単位、施設単位）は自治体ごとに異なります。

年間の電気代が前年度の2倍以上になると試算している施設もあり、現行の負担軽減策による補助では十分といえません。物価高騰が長期化した場合、施設にとって大きな負担となります。

## 7. 職員の介護負担軽減と長く勤められる魅力ある職場環境の改善

**【要望】**

各施設において、介護ロボット・ICT・リフター等の導入により、職員の介護負担の軽減や、職場環境の改善が図られるよう、確実な財政支援をお願いしたい。

**【理由】**

職員の人力による移乗介助は、腰痛の発症につながり、介護職員の離職の原因であるばかりではなく、利用者の身体拘縮とQOL低下の原因につながることで、諸外国の研究（オーストラリアのノーリフトポリシー運動）によって明らかにされています。

令和4年度補正予算案では、障害福祉分野におけるロボット等導入支援（3.4億円）が計上されたが、移乗介助等を支援する機器の購入が難しい予算規模であり、重度身体障害者施設での取り組みを推進するには厳しい状況です。

介護ロボット等の導入により職場環境を改善することは、施設利用者へのサービスの質の向上や、各施設における働き方改革につながり、ひいては、福祉人材の確保・定着・育成に繋がり、魅力ある分野としてのイメージアップにつながります。

## 8. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定への要望

### (1) ケアの質を確保し高めるための人材確保・育成・定着施策の財源確保

**【要望】**

施設で働くすべての職員の処遇改善が図られるとともに、適切な福祉人材を確保・育成・定着することが出来るよう、必要な財源確保をお願いしたい。

また、申請や実績報告の簡略化等の事務の簡素化と、将来的には特定処遇改善加算と福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化を検討していただきたい。

(写)

### 【理由】

本会会員施設では、障害の重度化・高齢化、医療的ケアが必要な利用者が増加するなか、施設では多職種がそれぞれの専門性を発揮し、適切な支援を実施しています。

令和3年度報酬改定では、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の配分ルールが緩和されましたが、制度設計上、対象サービス及び対象職種が限られており、報酬を配分できる職員が限定的な状況です。そのようななかで、施設において地域支援を担う相談支援専門員の役割は大きく、知識と経験の豊富な職員を配置している実態があります。

また、他産業での賃金引き上げに対応できるような処遇改善加算のさらなる拡充も必要です。

## (2) 地域生活支援拠点の報酬上の評価

### 【要望】

短期入所の空床確保や計画相談を実施等、**地域生活支援拠点の機能を障害者支援施設が担うなかで発生している実情に応じた報酬上の評価**を検討していただきたい。

### 【理由】

令和6年4月から地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となりますが、本会では障害者支援施設が積極的に5つの機能を担い、地域のまちづくりのデザインに関わる姿勢が重要と考えます。長く機能を担っていくためには、短期入所の空床確保や計画相談を実施した場合の評価が必要です。

## (3) 基本報酬と加算による評価内容の再整理

### 【要望】

基本報酬と加算による評価内容を再整理いただくとともに、加算につながるサービスの質の評価にあたっては、令和3年度報酬改定（生活介護）では項目のみ活用された「医療的ケアの新判定スコア」の点数部分を用いる等、**障害独自の指標開発も視野に入れ、十分な検討**をお願いしたい。

### 【理由】

サービスの質の向上の観点から、各事業所に求められる機能・役割が拡大し、提供するサービスに求められる水準が高まっており、従来は加算として評価されていた内容のうち、多くの事業所が取得している加算は基本報酬として評価される必要があると考えます（夜勤職員配置体制加算、福祉・介護職員処遇改善加算等）。

また、事業所では人的な配置等だけでなく、質の向上につながる取り組みが行われていることから、それらを適正に評価することが必要です。

(写)

## (4) 医療的ケア者の評価

### 【要望】

障害児通所支援では、新たな判定スコアを用いて医療的ケア児を直接評価する基本報酬が令和3年度障害福祉サービス等報酬改定で新設された。**医療的ケア者についても、同様に評価する基本報酬を創設**いただきたい。

### 【理由】

現在、施設入所支援と入所・通所の生活介護事業所において、多数の医療的ケア者を受け入れている実態があります。

加えて、医療的ケア児が成人年齢を迎える際の生活介護での受け入れは急務であり、ニーズが高いです。児童と成人（者）の事業の整合性を図る必要があります。

## (5) 喀痰吸引等を行う職員の配置の評価

### 【要望】

喀痰吸引等を行う職員の専門性を評価するとともに、職員の養成に関する施設の負担を勘案し、**研修等を修了して喀痰吸引等を実施する要件を満たす職員の配置に対する加算**を設けていただきたい。

### 【理由】

医療的ケア児者の受け入れ体制づくりに向け、喀痰吸引等が必要な利用者に対し支援を提供するためには、必要な専門的知識や技術を修得する研修の受講が必要です。各施設は研修の受講にあたって、多くの時間と費用を要しており、長期の研修に送り出すための施設での人員体制の確保にも大きな負担が生じています。

## (6) 通院対応を評価する加算の新設

### 【要望】

通院に関する評価は基本報酬に含まれていると説明を受けているが、**改めて障害者支援施設における通院にかかる人的・物的負担の実態を把握し、実態に見合った基本報酬の引き上げや通院体制を評価する加算の新設、さらには通院支援に関する外部サービスの利用が可能となる**よう、柔軟な対応をお願いしたい。

(写)

### 【理由】

本会会員施設では、多くの医療を必要とする利用者が入所され、施設内で質の高い医療的ケアを行っていることに加え、近年、さまざまな受診機関や診療科に通院しなければならない利用者が増加しています。

通院には、運転手の他に生活支援員や看護職員が1対1で付き添うことが多く、医療機関から看護職員の付添を条件とされることも少なくない状況であり、人員配置を厚くしても施設ケアに支障が生じています。

## (7) 常勤看護職員等配置加算Ⅳの新設

### 【要望】

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、**看護職員を4人以上配置していることを評価する加算の新設**をお願いしたい。

### 【理由】

本会会員施設の入所者の多くは通院をしなければならない状態であり、医療機関によっては看護職員の付添を求めるところも多くあります。また、介護職員をサポートしながら、施設における医療的ケアを安全に実施するために、47.3%の会員施設が看護職員を4人以上配置して対応せざるをえない状況です。

## (8) 夜間看護体制加算の確実な取得に向けた要件見直し

### 【要望】

医療的なケアを必要とする利用者が安心・安全に夜間を過ごすことができるよう、**夜間看護職員体制加算の単価の引き上げ**をお願いしたい。

### 【理由】

本会会員施設では、医療的ケアを必要とする多くの利用者が24時間365日生活しており、すべての時間帯において看護職員の配置が必要不可欠な状況です。

夜間の時間帯に毎日、看護職員を配置することは容易ではなく、配置するためには日中配置人数の約3倍の看護職員を確保することが必要です。特に、会員の半数以上を占める定員60人未満の施設での取得率は6.1%と、定員60人以上の施設の20.4%と比べて一段と低く、現行の報酬単価では実現が難しい状況です。

## (9) 共同生活援助（グループホーム）での重度の身体障害者の支援体制強化

### 【要望】

重度の身体障害者・重複障害者の地域移行が進むよう、次期報酬改定においては、個人単位でのホームヘルプ利用を**恒久的な制度**として見直していただきたい。

(写)

**【理由】**

令和3年度報酬改定では、個人単位でのホームヘルプ利用に関する経過措置が令和5年度まで延長となりました。しかし重度の身体障害者が地域で、生命維持に不安なく、自分らしい生活を実現するためには、共同生活援助における個人単位でのホームヘルプ利用は重要な制度です。

**(10) 相談支援事業（計画相談・障害児相談）の基本報酬の増額**

**【要望】**

相談支援事業所が、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所から **自立した運営ができる基本報酬を設定**していただきたい。

**【理由】**

事業の実施にあたり、中立性と公平性を確保するためには、自立した運営ができる財源が必要です。

基本報酬の設定には、職員一人あたりの担当件数や職員配置の実態を考慮する必要があります。サービス管理責任者を経験した職員を相談支援員に配置している施設もあり、その場合人件費が上がります。